

平成22年度4月～9月に

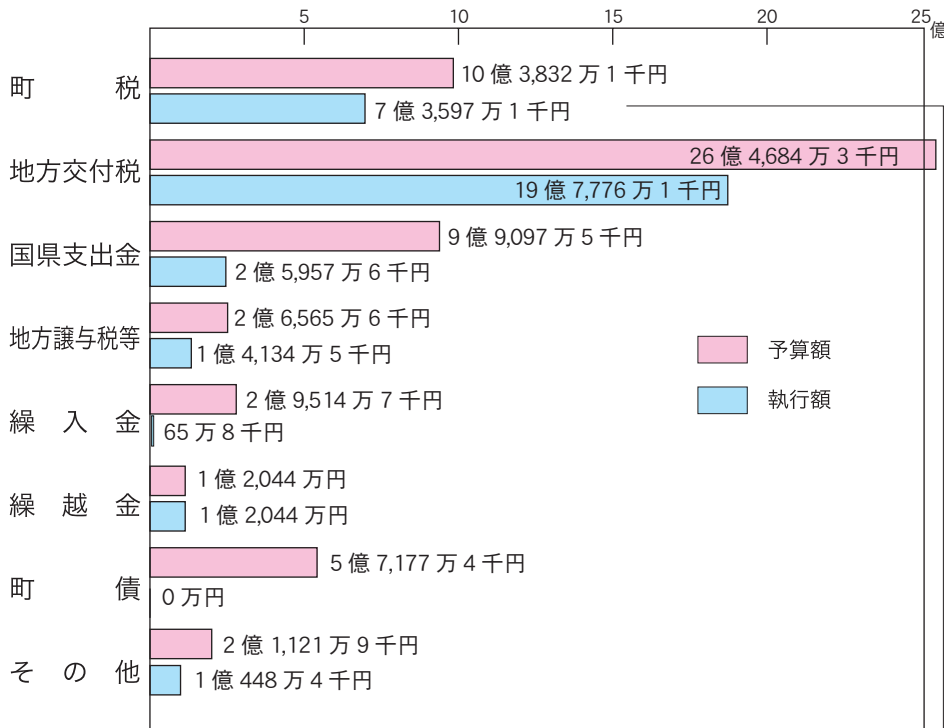
入ったお金は

**33億
4,023万5千円**

わたしたちの

**です。町の家計を
公表します**

一般会計（歳入）



わが町の家計簿

地方自治法第243条の3（水道企業に
ついては、地方公営企業法第40条の2）の
規定および大崎町財政状況の公表に関する
条例の定めにより、平成22年度上半期（4月1日から9月30日まで）の一般会計な
らびに特別会計の財政状況を次のとおり公表します。

公表は、上半期における町民の皆さんから納めていただいた税金や、国・県から
の交付税等の収入および支出の執行状況を明らかにし、町の財政に対する理解を深
めていただくものです。

- 地方譲与税等とは**
- ・ 地方譲与税
 - ・ 利子割交付金
 - ・ ゴルフ場利用税交付金
 - ・ 自動車取得税交付金
 - ・ 交通安全対策特別交付金
 - ・ 地方消費税交付金
 - ・ 地方特例交付金
 - ・ 配当割交付金
 - ・ 株式等譲渡所得割交付金
- その他とは**
- ・ 分担金および負担金
 - ・ 使用料および手数料
 - ・ 財産収入
 - ・ 諸収入
 - ・ 寄附金

**町税の内訳
7億3,597万1千円**

町 民 税	2億6,500万円
固 定 資 産 税	3億9,794万7千円
軽 自 動 車 税	4,416万3千円
市 町 村 た ば こ 税	2,886万1千円